

# 日医工医療行政情報

<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/>

## 調剤報酬全点数解説（2022年度改定版） 「調剤後薬剤管理指導加算」

作成：日医工株式会社（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第6345号 寺坂裕美  
日医工株式会社（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第6411号 河野誠

### 凡例

告示・通知

疑義解釈

資料No.20220408-1075-2

本資料は、2022年3月31日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです  
が、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接  
または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます



内容	点数
<p>[対象患者] 糖尿病患者で新たにインスリン製剤又はスルフォニル尿素系製剤を処方 又は 用法用量が変更された患者                      (○新たにインスリン製剤等が処方された患者 ○既にインスリン製剤等使用患者で、新たに他のインスリン製剤等が処方された患者                      ○インスリン製剤の注射単位の変更又はスルフォニル尿素系製剤の用法・用量の変更があった患者                      ×かかりつけ薬剤師指導料又はかかりつけ薬剤師包括管理料算定患者)</p> <p>[算定要件] ●地域支援体制加算届出薬局                      ●調剤後も薬剤の服用について電話等により確認し必要な指導等を行うとともに、医療機関に情報を文書により提供した場合に加算 (月1回に限り)                      ●加算を算定した場合、服薬情報等提供料の算定不可</p>	60点

【要件】

